

ハイライト:

- ・平成19年度税制改正のポイント
- ・介護保険料率には変更ありません

たっくすニュースフラッシュ

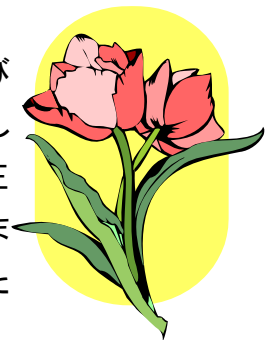
税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
平成19年度税制改正について	1
介護保険料のご案内	2

今年の冬は暖冬のため、花粉が通常よりも早く飛び始め、花粉症の方にはつらい日々の到来となりました。第29号では、平成19年度の税制改正のうち法人税を中心に、そのポイントの解説を行いました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成19年度税制改正

平成19年度税制改正のうち、法人税に関してPOINTとなる項目は以下の通りです。

- 1 減価償却制度の見直し
- 2 役員給与の扱い
- 3 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の改正
- 4 特定同族会社の留保金課税制度の改正

1 減価償却制度の見直し(H19/4/1以後取得減価償却資産から)

①償却可能限度額及び残存価額の廃止 (^_^)

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の100分の95)及び残存価額を廃止し、耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとされます。

②平成19年3月31日以前取得資産の取り扱い (^_^)

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で1円まで均等償却が出来ることとされます。

③法定耐用年数の見直し (^_^)

技術進歩が激しい3設備(フラットパネルディスプレイ製造設備・フラットパネル用フィルム材料製造設備・半導体用フォトレジスト製造設備)に関して、法定耐用年数が短縮されます。

<注意>

償却資産に対する固定資産税については上記の減価償却制度の見直しとは連動せず、現行の評価方法を維持することとされていますので、法人税等と償却資産税とは、その減価償却計算の基となる帳簿価額が異なることとなります。従って、償却資産税については改正前と全く変わりありません。

<事例:取得価額100万円、法定耐用年数4年、定率法、改正前償却率0.438、改正後償却率0.625>

	改正前		改正後		差額(プラスが有利)
	減価償却費	期末簿価	減価償却費	期末簿価	減価償却費
1期	438,000	562,000	625,000	375,000	187,000
2期	246,156	315,844	234,375	140,625	△11,781
3期	138,339	177,505	87,890	52,735	△50,449
4期	77,747	99,758	52,734	1	△25,013
合計	900,242	5%まで償却実行可	999,999		99,757

2 役員給与の扱い (^_^) (H19/4/1以後開始事業年度から)

①定期同額給与

役員給与のうち、損金算入が認められる定期同額給与について、職制上の地位の変更等により改定がされた場合には定期同額給与として扱うことが明確化されました。これは、例えば代表取締役Aが急死したことに伴い、取締役Bが代わりに代表に就任した場合など、やむを得ない事情があった場合には、役員職務内容・地位が激変し、新たに役員に就任したのと同様の状況にあると考えられるため、事業年度途中での増額改定であっても、その増額分も含め定期同額給与として扱われるというものです。

②事前確定届出給与の届出期限

事前届出期限が、役員給与に係る定めに関する決議をした株主総会等の日から1ヶ月を経過する日(ただし最長でも会計期間開始後4ヶ月)とされました。

3 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の改正 (^_^) (H19/4/1以後開始事業年度から)

特殊支配同族会社(=同族会社のうち、業務主宰役員グループの議決権割合が90%以上でかつ常務従事役員割合が過半数を占める会社)の役員給与の損金不算入制度について、適用除外基準が800万円→1,600万円に引き上げられます。

4 特定同族会社の留保金課税制度の改正 (^_^) (H19/4/1以後開始事業年度から)

特定同族会社(=株主の第1グループで50%超を保有)の留保金課税制度について、適用対象から資本金の額又は出資金の額が1億円以下である会社が除外されます。

上記の他、リース会計基準の変更と連動し、平成20年4月1日以後に締結するリース契約に係る所有権移転外ファイナンスリース取引については、原則として売買取引と見なされる等の改正事項があります(ただし、中小企業の少額・短期の取引については従前の取扱いでも可)。

介護保険料率のご案内

ここ数年毎年改定されてきた介護保険料率ですが、平成19年3月分からの改定はありません。**現行12.3/1000の通りです。**なお平成19年1月～の所得税の源泉徴収税額表に変更があり、従来よりも税額が少なくなっています。これは地方税への税源移譲に伴い、住民税の税率が一律10%にあがることに伴う事象です。**逆に住民税は6月から増額しますのでご注意ください。**

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。